

(総 則)

第1条 受注者は、別添の保守点検業務内容仕様書に基づき、発注者または第5条に規定する監督員の指示監督に従い頭書の委託金額をもって、頭書の期間内に頭書の委託業務を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、受注者が委託契約を請け負わし、又は委任する第三者を指定して発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括下請負又は一括委任の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の全部を一括して又は主体的部分を第三者に請け負わし、又は委任してはならない。ただし、あらかじめ、受注者が委託契約を請け負わし、又は委任する第三者を指定して発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一部下請負または一部委任)

第4条 受注者は、前条ただし書の規定により承諾を得た場合を除き委託業務の一部を第三者に請け負わし又は委任したときは、すみやかに発注者に届け出なければならない。

2 発注者は、委託業務の遂行につき著しく不相当と認められる下請負者又は受託者があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(監 督 員)

第5条 発注者は、受注者の委託業務の遂行について、自己に代わって監督し又は指示する監督員を定めることができる。

2 発注者は、監督員を定めた場合には、直ちに受注者に通知するものとする。

(現場代理人等)

第6条 受注者は、この委託契約に関し現場代理人等を定め、発注者に通知するものとする。

(委託業務の変更、中止等)

第7条 発注者は、必要がある場合には委託内容を変更し又は委託業務の遂行を一時中止し、もしくは打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は委託金額を変更する必要があるときは、発注者、受注者双方が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、受注者と協議してその損害を負担するものとする。

(受注者の責めに帰することができない理由による委託期間の延長)

第8条 受注者は、委託業務に支障を及ぼす天候の不良その他の責めに帰することができない正当な理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して委託期間の延長を求めることができる。

(検 収)

第9条 受注者は、委託業務が完了したときは、その旨を発注者に通知し、その成果品により発注者の検収を受けなければならない。

2 発注者は、検収に当たり必要があるときは、現場代理人等の説明を求めることができる。

- 3 発注者は、成果品が検収に合格しなかった場合手直しを命ずることができる。
- 4 受注者は、前項による手直しを完了したときは、再び検収を受けなければならない。
- 5 第1項又は前項の規定による検収又は手直しに要する経費は、すべて受注者の負担とし、これに関する日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(委託料の支払)

第10条 前条の規定による検収に合格したときは、受注者は、遅滞なく委託料請求書を発注者に提出するものとし、発注者は請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第11条 受注者は点検業務の実施にあたり、故意または過失によって発注者の管理する建物、機械器具、備品等を破損したとき、並びに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。

(損害賠償の免責)

第12条 受注者は次の各号に定める損害については、賠償の責めを負わない。

- (1) 天変地異、その他不可抗力による場合。
- (2) 建造物、若しくは当該機器以外の設備の瑕疵、又は発注者の管理上の瑕疵に起因する場合。
- (3) 受注者の点検業務実施中の際の、発注者の職員、第三者による故意または過失による場合。

(遅延料)

第13条 受注者の責めに帰する理由により頭書の委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内において完了する見込みがあるときは発注者は、受注者から遅延日数に応じ、委託金額に契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。）を乗じて得た金額を遅延料として徴収し委託期間を延長することができる。

(遅延利息)

第14条 発注者の責めに帰する理由により、第10条第2項の規定による期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わない場合は、受注者は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、委託金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た金額を遅延利息として請求することができる。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、発注者は違約金として委託料の100分の10に相当する金額を徴収し、なお損害があるときは、その損害を賠償させることができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき

- (2) 受注者の委託業務の処理が不相当と発注者が認めたとき
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき
(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力により業務を完了することが不可能となったとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。
(秘密の保持等)

第17条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約書作成費用の負担)

第18条 この契約の締結に必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

(その他)

第19条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。